

平成30年 第7回

苓北町農業委員会総会会議録

平成30年第7回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成30年7月9日(月)
午前9時30分から午前 9時50分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番 塚田 修彦	2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三	4番 山下 正道
5番 小野 三幸	6番 大仁田 金次
7番 岡村 貞夫	

4. 本日の欠席委員 (2名) 岡村貞夫・坂西庄三

5. 議事日程

日程第1.	議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2.	議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3.	議案第74号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4.	その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田尚之 局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開 会 開会 午前9時30分

事務局

只今から平成30年第7回の農業委員会総会を開会致します。
本日は、岡村会長が欠席でございます。苓北町農業委員会会議規則第16条により、会長に事故がある時は、委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。初総会の際に大仁田委員さんが職務代理者として互選されておりますので、大仁田委員さんからご挨拶をお願い致します。

大仁田職務代理者

皆さん、おはようございます。

岡村会長のことは心配しているところですが、詳しいことは後で聞いてから、対応したいと思っているところでございます。テレビ・ラジオ等のニュースでご存じかと思いますが、記録的豪雨で死亡者、行方不明者が多数出て大変な状況となっています。農業に対する被害も今後明らかになるとは思いますが、大きな被害になると予想されます。苓北町におきましては、今のところ大過なく進んでおりますが、1日も早い梅雨明けが待たれるところでございます。只今から第7回総会を開催致します。よろしくお願い致します。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は 岡村会長、坂西委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますが、欠席ですので、以降の議事の進行は大仁田職務代理者をお願い致します。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の塚田修彦委員さんと2番の平田秀夫委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2、議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

事務局

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、苓北町都呂々の畑1筆、面積は26㎡です。

転用の目的は、個人住宅及び駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、現在の宅地が手狭となったため、新たに宅地を探していた。申請地は宅地と町道に囲まれた狭小な土地で生産性も低く、県道沿いで利便性も良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を宅地として転用したい。」ということです。申請地は、4ページから6ページをご覧くださいと思いますが、苓北町農協都呂々支所から県道 都呂々・宮地岳線へ約900mほど行ったところの左側です。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

1番
塚田委員

はい、本件につきましては、私が担当委員ですので、話をうかがってまいりました。譲渡人は譲受人とは、娘婿の関係になられるそうです。現在の土地は、道路に挟まれておまして、家庭菜園などで利用されています。しかし、狭いため宅地として利便性が良かったので、今回申請したということです。譲受人の娘さんが町外で生活されていましたが、結婚されてから今年、出産を機会にご主人と実家に戻って生活されるということですが、どうしても実家が手狭ということで、隣接する今回の申請地に住宅を建てて、生活したいということで、今回申請をされたそうです。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長 無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長 続きまして、日程第3. 議案第74号 農用地利用集積計画の認定について議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第74号 農用地利用集積計画の認定について、ご説明いたします。
8ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。
利用権設定の新規が7件ございます。
面積は畑7筆6, 187㎡、計6, 187㎡です。明細は9ページをご覧ください。

続きまして、利用権転貸が2件ございます。
面積は畑2筆1, 169㎡。計1, 169㎡です。明細は10ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転が3件ございます。
面積は田2筆2, 168㎡。用悪水路1筆6, 76㎡計2, 174, 76㎡です。明細は11ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第74号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認定について
2. 許可不要転用届について
3. 農業者年金の加入推進部長の推薦及び、活動計画書の提出について
4. 認定農業者との座談会について

次回の農業委員会総会について

次回、平成30年第8回総会は、平成30年8月7日(火)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成30年第7回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前 9時50分

職務代理者

署名委員

署名委員
